

**「北京行動綱領・第 23 回国連特別総会
成果文書の実施状況に関する質問状」
への回答
(仮訳)**

平成 1 6 年 4 月

**「北京行動綱領・第 23 回国連特別総会成果文書の実施状況に
関する質問状」への回答（仮訳）**

目 次

第 1 部：男女平等の促進及び女性のエンパワーメントにおける成果と課題の概観	1
1. 男女共同参画推進のための枠組みの整備	1
2. 女性に対する暴力への対応の強化	1
3. 男女雇用機会均等確保対策の推進	2
4. 仕事と家庭の両立支援	2
5. 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大	3
第 2 部：北京行動綱領の重大問題領域及び第 23 回国連特別総会で特定された更なるイニ シアティブと行動の実施における進展	3
A 女性と貧困	3
（ 1 ）母子家庭等に対する支援の充実	3
B 女性の教育と訓練	4
（ 1 ）初等中等教育における男女の平等などに関する教育の推進	4
（ 2 ）高等教育機関における男女共同参画の推進	4
（ 3 ）社会教育の推進	4
（ 4 ）独立行政法人国立女性教育会館の活動	4
（ 5 ）進路・就職指導の充実	5
C 女性と健康	5
（ 1 ）生涯を通じた女性の健康の支援	5
（ 2 ）HIV / エイズ対策、性感染症対策の推進	5
D 女性に対する暴力	5
（ 1 ）配偶者暴力防止法の制定と施行状況等	5
（ 2 ）売買春に対する取組の推進	7
1) 多様化する売買春の防止	7
2) トラフィッキングへの取組	7
（ 3 ）被害女性に対する相談・保護と救済対策の充実	7

(4)	セクシュアル・ハラスメントの防止	8
(5)	いわゆる従軍慰安婦問題について	8
E	女性と武力紛争	9
(1)	平和を推進する国際機関等への貢献	9
(2)	アフガニスタンの女性支援に関する懇談会	9
F	女性と経済	9
(1)	雇用等の分野における男女の均等な機会と待遇の確保	9
(2)	パートタイム労働対策の推進	10
(3)	女性起業家に対する支援	10
(4)	女性の能力発揮促進のための支援	10
(5)	仕事と家庭・地域生活の両立支援	11
1)	仕事と育児・介護の両立支援	11
2)	次世代育成支援対策	11
(6)	農山漁村における女性の経営参画の促進	11
G	権力及び意思決定における女性	12
(1)	政策・方針決定過程への女性の参画の拡大	12
1)	女性国家公務員の採用・登用等の促進	12
2)	国際機関への女性の参画の促進	12
I	女性の人権	13
(1)	条約等の周知	13
(2)	相談体制の充実・強化	13
(3)	高齢者等が安心して暮らせる条件の整備	13
(4)	人権教育及び人権啓発の推進に関する法律及び人権教育・啓発に関する基本計画	13
J	女性とメディア	14
(1)	性・暴力表現を望まない者からの隔離	14
(2)	インターネット等新たなメディアにおけるルールの確立に向けた検討	14
(3)	メディア・リテラシーの向上、情報教育の推進	15
(4)	公的広報ガイドラインの作成	15
K	女性と環境	15
(1)	「女性と環境」分野での国際的な貢献	15
L	女兒	16

(1) 児童買春に対する対策の強化、児童の商業的性的搾取に対する取組	16
(2) 児童虐待への取組の推進	16
第 3 部：制度的整備	17
1 . 男女共同参画推進のための枠組の整備	17
(1) 男女共同参画社会基本法の制定と男女共同参画基本計画の策定	17
(2) 国内本部機構の強化	17
2 . 施策の進捗状況のフォローアップ体制	18
(1) 苦情処理・監視専門調査会による施策の実施状況の監視	18
(2) 男女共同参画白書	18
3 . 影響調査	19
4 . 地方公共団体における取組	19
(1) 都道府県、市町村における男女共同参画基本計画の策定、条例の制定	19
(2) 地方公共団体への支援	19
5 . 市民社会との連携	20
6 . 男女共同参画推進関係予算	20
第 4 部：主要な課題とそれに向けての行動	21
1 . 開発途上国の女性支援のための国際協力の推進	21
2 . 政策・方針決定過程や様々な分野への女性の参画の拡大	22
3 . 男女共同参画社会の形成の更なる進展に向けて	23

第1部：男女平等の促進及び女性のエンパワーメントにおける成果と課題の概観

1. 男女共同参画推進のための枠組みの整備

1999年6月に男女共同参画社会基本法が制定された。同法では男女共同参画社会の形成に関する基本理念を定めるとともに、国、地方公共団体、国民それぞれの責務が規定されている。2000年12月には、同法に基づき、男女共同参画基本計画が策定された。2000年会議の成果も踏まえて策定された同計画には、2010年を目標とした長期的な政策の方向性と、2005年度末までに実施する具体的施策が記載されている。

また、2001年1月の中央省庁等改革により、それまでの男女共同参画審議会を発展的に継承する形で、男女共同参画会議が設置された。同会議には新たに政府の施策の実施状況の監視や、政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査する機能が付与された。構成員についても、学識経験者のみで構成されていた旧審議会に対し、男女共同参画会議は、男女共同参画担当大臣である官房長官を議長に、男女共同参画施策の実施に責任を有する国務大臣も加わり、各省庁の関与が強化されている。さらに、政府全体を通じた男女共同参画施策の企画立案と総合調整を任務として、内閣府に男女共同参画局が設置された。

このように、男女共同参画推進のための枠組みはここ数年で着実に整備されてきており、現在、政府一体となって、男女共同参画社会の形成のための施策を推進している。

2. 女性に対する暴力への対応の強化

2001年4月に、配偶者からの暴力の問題を総合的に規定した初の法律である「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」が制定された（以下「配偶者暴力防止法」）。同法に基づいて、各都道府県は全国103箇所に配偶者暴力相談支援センターを設置し、被害者の一時保護や、毎月平均3,000件強寄せられる相談に応じている。また、同法に基づき裁判所が発する、加害者が被害者に接近することを禁ずる接近禁止命令や、住居からの退去を命ずる退去命令は、毎月100件強にのぼり、配偶者間暴力に悩む女性の強力な助けとなっている。

他にも「児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律」（1999年5月）、「ストーカー行為等の規制等に関する法律」（2000年5月）、「児童虐待の防止等に関する法律」（2000年5月）が制定されており、女性に対する暴力への対応が強化されている。

近年トラフィッキングへの対応を積極的に進めている。関連法令を厳正に運用して適切に取り締まるとともに、関係省庁、NGO、在京大使館間でトラフィッキング被害者に関す

る情報交換を行う等の連携強化を図り、トラフィッキングの実態をより適切に把握するための検討を行っている。

また、我が国は2000年11月に国際組織犯罪防止条約に、2002年12月にその補足議定書に署名を行っており、前者は2003年5月に締結につき国会の承認を得ている。補足議定書についても現在締結のための検討を進めている。さらに、国際機関への資金の拠出や地域間協力等の国際協力を通じ、トラフィッキングへの国際的取組に積極的に貢献している。

3. 男女雇用機会均等確保対策の推進

1997年に男女雇用機会均等法が改正され、これにより募集・採用から退職にいたるまでの雇用管理のすべての段階における女性への差別的取扱いが禁止されるに至った。この法律の施行に努力した結果、男女別の募集は大きく減少し、制度面での男女均等取扱いは確実に浸透してきている。

残された事実上の格差を解消するための取組として、現在政府は、経営者団体との連携の下に設置した「女性の活躍推進協議会」を通じ企業の自主的な取組を促したり、企業が自社のポジティブ・アクションの推進状況を図ることができるベンチマーク事業を実施する等、ポジティブ・アクションの推進に力を入れている。

また、男女間の賃金格差は確実に縮小しているものの、2002年における女性の賃金は男性の66.5%と依然格差は大きい。その要因分析や格差を縮小するための取組について検討を進めた結果、2002年11月には、職務上の地位が男女で異なること、女性の勤続年数が男性に比べ短いことが大きな要因との結論が出された。それを踏まえ、政府は労使が自主的に取り組むべき改善方策を示すガイドラインを作成し、現在その普及に努めている。

さらに、ポジティブ・アクションの効果的な推進方策やどのようなケースが間接差別となるか等について検討するため、2002年度に有識者による研究会を立ち上げ検討を重ねており、2004年春頃を目途に報告書を取りまとめる予定である。

4. 仕事と家庭の両立支援

2001年に育児又は介護を行う労働者のための時間外労働の制限の制度の創設、育児休業取得を理由とする不利益取扱いの禁止等を内容とする育児・介護休業法の改正を行った。2001年7月には、小泉内閣総理大臣のイニシアティブの下、「仕事と子育ての両立支援策の方針について」が閣議決定され、「待機児童ゼロ作戦」等の目標を盛り込み、2002年度には受け入れ児童数5万人増の目標を達成した。

また、2003年には「次世代育成支援に関する当面の取組方針」を決定し、残業時間の縮

減など、男性を含めた働き方の見直しや、育児休業取得率の目標値の設定等の取組について、国、地方公共団体、企業等が一体となって、総合的・計画的に推進することを定めた。さらに、同方針を受け、地方公共団体、大企業、国及び地方公共団体の機関に行動計画の策定を義務付け、10年間の集中的・計画的な取組を推進することを内容とする次世代育成支援対策推進法が制定された。

5. 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大

政策・方針決定過程への女性の参画拡大に向けて前進しつつあるが、いまだ十分とはいえない状況にあることから、政府は、2001年5月に女性国家公務員の採用・登用の拡大に関する指針を策定し、2005年度までの目標と具体的な方策を定め、取り組んでいる。また、国の審議会の女性委員の割合についても、1996年に20%の目標を、それが達成された2000年には2005年度末までに30%を達成するとの目標を設定し、2003年9月時点で26.8%と順調に推移している。

さらに、2003年4月には、2020年までに、社会のあらゆる分野において、指導的地位に女性が占める割合を少なくとも30%程度に引き上げることを目指す方針を打ち出し、女性国家公務員の採用・登用の拡大から率先して取り組むとともに、民間企業等においても女性の登用が進むよう働きかけを行っている。また、併せて女性に多様な機会を提供するための情報ネットワークの構築に向けた検討を進めている。

第2部：北京行動綱領の重大問題領域及び第23回国連特別総会で特定された更なるイニシアティブと行動の実施における進展

A 女性と貧困

(1) 母子家庭等に対する支援の充実

母子家庭等に対する支援として、従来より児童扶養手当の支給等を行っていたが、2003年4月からは、改正母子寡婦福祉法に基づき、子育て短期支援事業、日常生活支援事業等の子育てや生活支援策、母子家庭の母に対する就業相談等や、能力開発のために講座を受講する際の経済的援助といった就業支援策、養育費の確保策、児童扶養手当の支給、母子寡婦福祉貸付金の貸付等の経済的支援策といった自立支援策を総合的に展開している。さらに、2003年7月に成立し、同年8月に施行された「母子家庭の母の就業の支援に関する特別措置法」に基づき、より一層の就業支援策を講じている。

B 女性の教育と訓練

(1) 初等中等教育における男女の平等などに関する教育の推進

学校教育全体を通じて、人権の尊重、男女の平等や男女相互の理解・協力についての指導の充実、教科書や教材における配慮、教員の研修面での充実等を推進している。

2002年度から順次実施している学習指導要領においては、従来の扱いに加えて、公民科、家庭科等において、職業生活や社会参加において男女が対等な構成員であることや、男女が協力して家族の一員としての役割を果たし家庭を築くことの重要性などについて、指導の充実を図っている。

(2) 高等教育機関における男女共同参画の推進

文部科学省は、「女性の多様なキャリアを支援するための懇談会」が2003年3月にとりまとめた女性研究者への支援についての報告や、科学技術・学術審議会人材委員会が2003年6月にまとめた研究者の養成・確保という観点から女性研究者の参画促進と能力発揮について提言を各大学・研究機関等に周知し、各機関における自主的な取組を促進している。また、科学研究費補助金では、2001年より旧姓や通称のみによる申請を可能とするとともに、2003年度からは、1年間の育児休業の後に中断していた研究の再開を可能とするなど、女性研究者を支援するため、研究費の弾力的運用を図っている。なお、日本学術振興会の特別研究員事業等においても、2003年7月より、若手研究者本人の希望に基づき、出産・育児に伴う採用の中断及び延長を可能とする取扱いを開始している。

また、独立行政法人国立女性教育会館では、高等教育機関での女性学関連科目の開講状況を調査し、データベースも作成・公開して、成果を普及している。

(3) 社会教育の推進

女性の社会参画を支援するための学習を充実するとともに、男性に対しても男女平等意識の涵養を図り、仕事だけでなく家庭生活や地域活動への参画を支援し、各都道府県においても、家庭や地域活動における男女共同参画の促進に資する学習等を実施している。

(4) 独立行政法人国立女性教育会館の活動

独立行政法人国立女性教育会館では、国内外の女性教育関係施設や機関との連携を図りつつ、女性教育指導者その他女性教育関係者に対する研修、女性団体等の交流機会の提供、女性教育・家庭教育に関する専門的な調査研究及び情報の収集・提供を行っている。

特に調査研究においては、女性教育のナショナルセンターとして日本と海外の国際比較調査を行い、シンポジウム等においてその成果の普及を図っている。

(5) 進路・就職指導の充実

中学校及び高等学校においては、性別にとらわれることなく、生徒が自らの生き方を考え、自分の意志と責任で進路を選択・決定する能力と態度を身につけることができるよう、組織的・計画的な進路指導を行うとともに、児童・生徒一人一人の勤労観・職業観を育てるキャリア教育を推進している。

厚生労働省では、女子学生、女子生徒等に対して、意識啓発セミナーの開催や就職ガイドブックの配布により、適切な職業選択が行えるよう啓発を図っている。

C 女性と健康

(1) 生涯を通じた女性の健康の支援

女性の生涯を通じた健康支援として、健康教育、女性の健康に関する相談指導、不妊に悩む夫婦に対する相談指導等が実施されている。また、妊娠・出産期においては、住民に身近な市町村において妊娠の届出から就学前まで一貫した基本的母子保健サービスを実施するとともに、リスクの高い妊産婦や新生児に適切な医療を提供するため、総合周産期母子医療センターを中核とした周産期医療ネットワークの整備を行っている。

さらに、乳がん自己検診普及の指導者となるべき都道府県、市町村の保健師を対象として、乳がん自己検診法の講習を実施している。

(2) HIV / エイズ対策、性感染症対策の推進

我が国における HIV 感染者 / エイズ患者及び性感染症患者の発生動向については、依然として注意すべき状況にある。我が国としては、1998 年感染症法を制定し、これに基づき策定した「後天性免疫不全症候群に関する特定感染症予防指針」及び「性感染症に関する特定感染症予防指針」に沿って、コンドームの適切な使用を含めた性感染症の予防のための正しい知識の普及等の各種施策の推進に取り組んでいる。

また、学校教育においては、新学習指導要領において、エイズ及び性感染症を取り上げることが明記するとともに、エイズに関する小・中・高校生用教材の作成・配布、教師用指導資料の作成・配布、教職員の研修等、エイズ教育等の充実を図っている。

D 女性に対する暴力

(1) 配偶者暴力防止法の制定と施行状況等

2001 年 10 月（一部規定は 2002 年 4 月）に、配偶者からの暴力の問題を総合的に規定し

た「配偶者暴力防止法」が施行され（第 1 部 2 . 参照）、現在、関係省庁が一体となって同法の円滑な施行に取り組んでいる。

内閣府では、男女共同参画推進本部が主唱する「女性に対する暴力をなくす運動」の推進をはじめとして、各種広報啓発活動を実施している。また、被害実態把握のための「配偶者等からの暴力に関する調査」（2002 年度）等の調査研究を行っているほか、配偶者暴力相談支援センターの職員等を対象とした研修等の実施、ホームページを通じた情報提供などに取り組んでいる。

警察庁では、配偶者からの暴力事案に対しては、配偶者からの暴力の特性にかんがみ、刑罰法令に抵触する事案については、被害者の意思を踏まえ、検挙その他の措置を講じ、刑罰法令に抵触しない事案についても、適切な自衛・対応策を教示し、必要があると認められる場合には、相手方に指導・警告するなど事案に応じた適切な措置を講じるよう努めている。また、配偶者暴力防止法に基づく保護命令が出されている事案については、関係警察職員に対する保護命令に係る情報の周知、被害者に対する防犯上の留意事項や配偶者暴力相談支援センターの利用に関する事項の教示等を行うほか、保護命令違反を認知した際には、被疑者の検挙を始め厳正に対処している。

検察当局では、従来から、配偶者からの暴力については、これに係る刑事事件につき、警察等とも連携しながら所要の捜査を遂げた上、各事案の特性を勘案しつつ、その適正な処理に努め、また、人権擁護機関においても、これを重大な人権問題として取上げ、専用相談電話「女性の人権ホットライン」（I（2）参照）の活用等による相談体制の充実を図るとともに、その防止のため積極的に啓発活動を行っていたところである。これらに加え、配偶者暴力防止法の施行に伴い、検察当局においては、保護命令違反の刑事事件について適切な対処に努めるほか、法務省の関係部局においては、関係職員に対する研修の充実等を図っている。

各都道府県に設置されている婦人保護事業等の中枢機関である婦人相談所は、2002 年 4 月から配偶者暴力相談支援センターとしての機能も果たしており、被害女性に対する相談、指導等や、必要に応じ一時保護などを行っている。厚生労働省では、母子生活支援施設、民間シェルター等への一時保護委託制度の実施、婦人相談所における休日夜間の相談体制の強化、婦人相談所等の職員に対する専門研修の実施、被害女性の心のケアを行うための婦人相談所等への心理療法担当職員の配置、乳幼児を伴って保護される被害女性の自立に向けた取組を支援するため同伴乳幼児の対応を行う指導員の配置など、被害女性に対する支援の充実、強化を図っている。

なお、同法には、必要があれば施行後3年を目処に見直しのための検討を行う旨規定されており、現在国会において、法律の施行状況等を勘案しつつ、保護命令の対象の拡大を含む法律の見直しに向けた検討が行われている。

(2) 売買春に対する取組の推進

1) 多様化する売買春の防止

2001年6月、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(以下「風営法」という。)が改正された。改正の主な内容としては、テレホンクラブ営業が児童買春の温床となっていたことから、客が18歳以上であることの確認を営業者に義務づけることとした。また、同営業について、これまで各都道府県の条例で規制されていたものを風営法により一元的に規制することとし、具体的には、都道府県公安委員会への届出の義務付け、営業禁止区域の設定、広告宣伝の制限等の規制を実施し、都道府県公安委員会による指示、営業の停止等の規定の整備を行った。

2) トラフィッキングへの取組

我が国では、トラフィッキングとされる行為については、刑法、労働者保護法規、出入国管理及び難民認定法、売春防止法、児童福祉法等の法制度全体によって、その処罰が適切に行われることになっている。

警察では、トラフィッキング事犯の取締りの強化を図るとともに、我が国におけるトラフィッキング事犯の実態及び警察の取組み等について国内外に広く周知するため、警察庁企画による広報啓発用のビデオを国内外の関係機関等に配布している。

また、我が国は、「国際的な組織犯罪の防止に関する国際連合条約を補足する人、特に女性及び児童の取引を防止し、抑圧し及び処罰するための議定書」に2002年12月9日に署名し、現在締結のための検討を進めている。さらに、人身取引等に関する地域レベルの取組であるバリ・プロセスに積極的に参画するなど、地域間協力にも貢献し、アジア・太平洋地域等における人身取引の予防に努めるとともに、児童のトラフィッキング問題に関する国際シンポジウムの開催や、国際機関に対する人身取引対策の各種プロジェクトへの資金協力等の貢献を行っている。

2004年4月5日、内閣官房副長官補を議長とし、関係省庁の局長を構成員とするトラフィッキングに関する関係省庁連絡会議が、官邸に設置された。

(3) 被害女性に対する相談・保護と救済対策の充実

2000年5月、性犯罪の告訴期間の撤廃、ビデオリンク方式による証人尋問その他の証人の保護のための措置等を内容とする犯罪被害者保護のための法整備を行った。

警察では、被害者に配慮した警察施設外の相談スペースの借り上げや、女性警察職員を配置した「性犯罪被害相談窓口」の設置等、被害女性からの相談体制の整備、相談しやすい環境の整備に努めている。

警察及び検察庁においては、被害者連絡・被害者等通知制度により、被害者に対し、事件の処分結果、加害者の刑務所からの釈放等の情報を提供し、被害者の精神的負担の軽減に努めている。また、全国の地方検察庁では、被害者支援員を配置し、被害者に対する相談、法廷への案内・付添いなどの業務や、必要に応じ、カウンセリングを行っている被害者支援機関の紹介などを行っている。

法務省の人権擁護機関においては、専用相談電話「女性の人権ホットライン」(I(2)参照)等を通じ、女性に対する暴力事案の発見、被害女性の救済等に積極的に取り組んでいる。被害女性から被害の申告や相談を受けた場合には、事案に応じて、捜査機関を始めとする関係諸機関に通報・告発するほか、女性の人権に対する深刻な侵犯事件として、人権擁護機関自らが調査を行い、被害女性に対する援助や行為者等の関係者に対する説示・勧告等のさまざまな処置を講じて被害女性を救済するとともに、関係者に対して人権思想の啓発を行うなどして女性に対する暴力の再発防止に努めている。

(4) セクシュアル・ハラスメントの防止

企業において実効あるセクシュアル・ハラスメント防止対策が講じられるよう男女雇用機会均等法に基づく指針の徹底を図るとともに、セクシュアル・ハラスメントが生じている企業に対し、適切な事後の対応及び再発防止のための取組について指導を行っている。また、女性労働者からの相談を受け付けているが、深刻な精神的苦痛を受けている場合もみられることから、専門的知識を有するカウンセラーを配置し、相談対応の充実を図っている。さらに、事業主及び人事労務担当者に対する具体的なノウハウを提供する実践講習を実施するなど、取組方法についての情報等を提供している。

文部科学省では、「文部科学省におけるセクシュアル・ハラスメントの防止等に関する規程」を制定し、大学等に対して防止のための取組を促しており、各機関では相談窓口や調査・対策機関の設置、職員等への啓発活動の実施などの取組を進めている。

(5) いわゆる従軍慰安婦問題について

いわゆる従軍慰安婦問題については、多数の女性の名誉と尊厳を深く傷つけた問題であると認識しており、日本政府は、これまでお詫びと反省の気持ちを様々な機会に表明してきている。政府としては、サンフランシスコ平和条約等の当事国間では、財産及び請求権の問題が解決済みであることから、アジア女性基金により対応することが最も適切且つ最

善の方法であると判断し、これまで「基金」の事業に対し最大限の協力を行ってきた。政府としては、今後とも、こうした「基金」の事業に表れた日本国民の本問題に対する真摯な気持ちへの理解が得られるよう最大限の努力を行っていく考えである。

E 女性と武力紛争

(1) 平和を推進する国際機関等への貢献

我が国は、紛争時において最も支援を必要とする人々の多くは女性や子どもであることを考慮し、国連難民高等弁務官事務所（UNHCR）、国連児童基金（UNICEF）等の人道支援に係る国際機関に対し継続的な協力を行っており、その際には、人間の安全保障の視点を重視している。また、我が国は、我が国が国連に設置した人間の安全保障基金を通じて UNIFEM がアフガニスタンにおいて実施する国内避難民及び難民女性の社会参加を推進するプロジェクトを支援している。

(2) アフガニスタンの女性支援に関する懇談会

アフガニスタンの復興支援に際し、女性のニーズを踏まえた支援の在り方について検討するため、2002年2月より内閣官房長官の主催による「アフガニスタンの女性支援に関する懇談会」が開催されている。同懇談会では、我が国の支援分野すべてに女性/ジェンダーの視点を組み込むことを重要とした上で、6つの重点支援分野について支援策の方向性等を掲げた提言をとりまとめ、現在この提言を踏まえた支援が行われている。

F 女性と経済

(1) 雇用等の分野における男女の均等な機会と待遇の確保

1999年4月から改正男女雇用機会均等法が施行されており、計画的な事業場訪問等により、各企業の雇用管理制度とその運用実態を把握し、均等法違反が明らかになった場合は、行政指導を行っている。また、女性労働者と事業主との間の個別紛争については、都道府県労働局長の助言、指導、勧告及び機会均等調停会議の調停によりその迅速かつ円滑な解決を図っている。

2001年度にポジティブ・アクション推進のため、経営者団体と連携し企業のトップや有識者をメンバーとする女性の活躍推進協議会を立ち上げ、その普及方策について検討を行い、2002年4月に提言を取りまとめた。また、2003年度から、個々の企業が実情に応じた目標を立てる際に活用できるよう、同業他社と比較したその企業の女性の活躍状況や取組内容についての診断を受けられるベンチマーク事業を実施するなど、ポジティブ・アク

ションの推進を図っている。

男女間の賃金格差については、研究会を開催し、2002年11月に報告書を取りまとめた。この報告書を受け、2003年4月に労使が自主的に男女間賃金格差解消に取り組むためのガイドラインを作成し、現在、その周知・啓発に努めているところである。

また、現在、男女雇用機会均等政策研究会において、どのようなケースが間接差別となるか、ポジティブ・アクションの推進方策等について検討中である。

(2) パートタイム労働対策の推進

パートタイム労働対策については、2003年8月にパートタイム労働法に基づく指針の改正を行った。その改正では、パートタイム労働者の職務が正社員と同じか、人材活用の仕組みや運用等が正社員と同じかの実態判断を行うことによってパートタイム労働者を分類し、正社員との均衡を考慮した処遇をしていくためのルールを具体的に示した。また、事業主がこのような基本的な考え方に立って、雇用管理の改善のために講ずるよう努めるべき措置について、新たなものとして、正社員への転換に関する条件の整備、労使の話合いの促進のための措置の実施等を追加した。

(3) 女性起業家に対する支援

厚生労働省では、「女性と仕事の未来館」(2000年開設)において、女性起業家等に対し、個別相談や女性起業家との交流を含めたセミナーの開催等支援事業を実施している。

経済産業省では、国民生活金融公庫及び中小企業金融公庫を通じた、優遇金利適用や担保徴求免除の特例等を旨とする融資制度を創設し、女性による開業・創業の支援を行っている。制度創設から現在までの約4年9ヶ月の間に1万3千件、総額700億円を超える融資実績を挙げてきている。また、全国商工会連合会、日本商工会議所に対する補助を通じて、創業に向けて具体的なアクションを起こそうとする者を対象に、事業計画を完成させ、創業に必要な実践的能力を10日間(30時間)程度で修得させる創業塾を実施しており、この中で女性向け創業塾も実施している。

(4) 女性の能力発揮促進のための支援

女性がその意欲と能力に応じて、様々な活動に積極的に参画していくことを可能とするため、チャレンジしたいと考える女性が必要とする情報を容易に入手することができる効率的な情報提供システムの構築を進めている(詳細は第4部参照)。

また、厚生労働省では、育児等により退職し再就職を希望する者に対し、再就職準備のための情報提供等の支援を行っており、2004年には、個別相談の実施等、よりきめ細かい支援を行うこととしている。(ポジティブ・アクションについては(1)を参照。)

(5) 仕事と家庭・地域生活の両立支援

1) 仕事と育児・介護の両立支援

労働者の仕事と家庭の両立の負担を軽減するため、育児又は介護を行う労働者のための時間外労働を制限する制度の創設等を内容とする育児・介護休業法の一部を改正する法律が成立し、2002年4月から施行された。2003年には政府として育児休業取得率の目標値(男性10%、女性80%)を設定するなど、育児休業の取得促進の取組を推進している。さらに、2004年通常国会に子の看護休暇制度の創設等を内容とする育児・介護休業法等の一部を改正する法案を提出したところである。

また、文部科学省では、子育てやしつけに関する悩みや不安を持つ親に対し、気軽に相談やアドバイスを行う子育て経験者等の「子育てサポーター」を配置する市町村に補助を行うなど、子育てに関する相談体制の整備の充実を図っている。

2) 次世代育成支援対策

少子化が急速に進行する中で、2001年7月に閣議決定された「仕事と子育ての両立支援策の方針について」における保育所の待機児童ゼロ作戦などの取組に加え、もう一段階の取組として2003年3月に決定した「次世代育成支援に関する当面の取組方針」においては、「男性を含めた働き方の見直し」、「地域における子育て支援」、「社会保障における次世代支援」、「子どもの社会性の向上や自立の促進」といった4つの柱に沿った対策を総合的・計画的に推進することとしている。この取組方針を受けて2003年7月に成立した「次世代育成支援対策推進法」に基づき、地方公共団体、大企業、国及び地方公共団体の機関において次世代育成支援対策に係る行動計画の策定を義務付け、政府・地方公共団体・企業等が一体となって、次世代育成支援を進めることとしている。

さらに、次世代育成支援対策関連三法案として、児童手当法、児童福祉法及び育児・介護休業法について、所要の改正法案を今国会に提出したところである。

(6) 農山漁村における女性の経営参画の促進

農林水産省においては、農山漁村の女性が自らの意思によって経営参画することができる環境整備を総合的に推進している。具体的には、農業者年金制度において認定農業者等と家族経営協定を締結している配偶者への保険料の助成、無利子の資金貸付けに女性起業向けの優先枠の設定、託児機能や特産品等の研究開発機能、各種研修機能等を有する女性農業者向けの総合的な施設の整備、漁村女性等の起業化グループが行う水産品の加工・販売等の取組に対する支援等を行っている。

G 権力及び意思決定における女性

(1) 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大

2003年4月の男女共同参画会議及び同年6月の男女共同参画推進本部において、国連ナイロビ将来戦略勧告で示された国際的な目標である30%の目標数値や諸外国の状況を踏まえ、社会のあらゆる分野において、2020年までに指導的地位に女性が占める割合が、少なくとも30%程度になるよう期待し、各分野においてそれぞれ目標数値と達成期限を定めた自主的な取組が進められることを奨励するとして「女性のチャレンジ支援策」を推進することを決定した。

我が国における政策・方針決定過程への女性の参画状況は、国際的にみて遅れている状況にあるが、第1部に記述した審議会等委員への女性の参画の促進のように一定の成果をあげた取組もある。こうした経験をいかしつつ、まず、政府が率先垂範して政策・方針決定過程への女性の参画の促進について取組を進めるとともに、地方公共団体、企業、各種団体等に対して広く協力要請を行い、その取組を支援している。

1) 女性国家公務員の採用・登用等の促進

各府省は、2001年末に2005年度末までの目標と目標達成のための具体的取組等を定めた「女性職員の採用・登用拡大計画」を策定し、女性職員の採用・登用の拡大に向けて着実に取組を推進している。その結果、例えば種職員について2004年度の採用内定者に占める女性の割合は19.3%と3年前に比べて4.2ポイント上昇するなど、女性の割合は増加傾向にある。しかし、管理職に占める女性の割合は依然として低い。この点に関しては、平等取扱い及び成績主義を前提とし、年功序列的要素の強い現在の人事管理制度の下では、改善の速度は非常にゆっくりしたものとならざるをえないという問題がある。

このような状況を踏まえ、昨年には、官房長官から各省庁の大臣に対して、大臣自らが指導力を発揮して女性国家公務員の一層の採用・登用の拡大を図るよう要請するなど、更なる改善に取り組んでいる。

2) 国際機関への女性の参画の促進

国連事務局における専門的な業務に携わる日本人職員に占める女性の比率は着実に上昇しており、1997年6月末には54.8%であったが、2003年6月末には58.0%に達した。

国連を含む主な国連機関において、専門的な業務に携わる日本人の女性職員の数は1997年には271人であったが、2003年には362人になっており、大幅に増加している。うち、現在活躍している幹部職員としては国連アジア太平洋経済社会委員会(ESCAP)事務局次長や国連工業開発機関(UNIDO)事務局次長が挙げられ、今後とも女性の国際機関への

進出が期待される。

I 女性の人権

(1) 条約等の周知

女子差別撤廃条約、女子差別撤廃条約実施状況報告、右報告に対する委員会の最終コメント等の女子差別撤廃条約関連文書、及び国連特別総会（女性 2000 年会議）等の女性の地位向上に関する会議等の関連文書等について、ホームページや広報誌への掲載、報告会の開催を通じて情報提供を行い、広くその内容の周知に努めている。

(2) 相談体制の充実・強化

法務省の人権擁護機関においては、2000 年 7 月から全国の法務局・地方法務局に専用相談電話「女性の人権ホットライン」を開設し、夫やパートナーからの暴力、職場におけるセクシャル・ハラスメント、ストーカー行為等様々な女性の人権問題をめぐる相談を専門的に受ける体制を整備した。この「女性の人権ホットライン」については、女性の人権擁護委員や法務局職員が中心となってその対応に当たるなど相談者がより相談しやすい体制づくりにも努めている。また、各法務局・地方法務局及びその支局に常時開設している常設人権相談所のほか、市町村役場やデパート、公民館等において臨時に開設する特設人権相談所においても人権相談を受け付けている。

(3) 高齢者等が安心して暮らせる条件の整備

2001年12月、新しい高齢社会対策大綱が策定された。同大綱では、男女共同参画の視点を含む5つの基本姿勢を示すとともに、横断的に取り組む課題および就業・所得、健康・福祉、学習・社会参加、生活環境、調査研究等の推進の5つの分野における施策の指針が示され、これらに基づき施策が展開されている。

また、2000 年 4 月の介護保険法施行により、加齢に伴う疾病等で要介護状態になった場合、介護・医療サービスが給付される介護保険制度が開始され、介護サービス利用者（うち7割が女性）や利用量が増える等の効果が表れている。

(4) 人権教育及び人権啓発の推進に関する法律及び人権教育・啓発に関する基本計画

2000 年 12 月に「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」が公布・施行された。この法律は、人権教育及び人権啓発に関する施策の推進について、国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、必要な措置を定めているものである。

同法の規定に基づき、人権教育及び人権啓発に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、2002 年 3 月に、「人権教育・啓発に関する基本計画」が策定された。同基本

計画には、女性にかかわる問題を含む各人権課題に対する関係省庁の取組が盛り込まれており、現在同基本計画に基づき、関係各府省庁が人権教育及び啓発にかかわりのある取組をそれぞれ推進している。

J 女性とメディア

(1) 性・暴力表現を望まない者からの隔離

性、暴力表現等青少年を取り巻く有害環境については、「青少年育成推進会議」において、2001年に「青少年を取り巻く環境の整備に関する指針 - 情報化社会の進展に対応して - 」を、2002年には「「出会い系サイト」に係る児童買春等の被害から年少者を守るために当面講ずべき措置」を申合せ、政府一体となり各種施策に取り組んできた。さらに、2003年には内閣総理大臣を本部長とし全閣僚により構成される「青少年育成推進本部」を設置し「青少年育成施策大綱」を策定し、その中で青少年を取り巻く有害環境への対応を盛り込み各種施策を政府一体となり推進していくこととしている。

警察では、青少年保護育成条例により青少年への販売等が規制されている有害図書類について、関係機関・団体、地域住民等と協力して関係業界の自主的措置を促すとともに、個別の業者に対する指導の徹底や悪質な業者に対する取締りの強化を図っている。また、インターネット上の過激な暴力シーンや性的な描写を含むサイト等の少年に有害なコンテンツと少年を切り離すため、フィルタリングシステムの普及と広報啓発を図っている。

文部科学省では、青少年を取り巻く有害環境対策に資するため、テレビ、インターネット、テレビゲームの各分野に係る米国のNPO等の先進的な取組について、実地調査を実施し、報告書を作成し、各方面への情報提供を行った。

(2) インターネット等新たなメディアにおけるルールの確立に向けた検討

2001年3月、電気通信事業者の団体である社団法人電気通信事業者協会は、総務省の支援のもと、インターネット上の違法・有害情報の流通に適切に対応するために、「インターネット接続サービスの提供にあたっての指針」を制定した。また、プロバイダによる自主対応等の在り方については、2003年5月、プロバイダ等の団体である社団法人テレコムサービス協会が、総務省の支援のもと、1998年2月に公表された「インターネット接続サービス等に係る事業者の対応に関するガイドライン」を改訂した。また、経済産業省では、(財)インターネット協会が作成した「インターネット利用のための社内ルール整備ガイドライン」の普及啓発活動を支援している。

警察では、インターネット上に流通するわいせつな情報や性を商品化した違法・有害情

報を、サイバーパトロール等を通じて早期に把握し、違法情報について検挙等の措置を講ずるとともに、有害情報については、関係団体に通報するなどして自主的措置の促進を図っている。

(3) メディア・リテラシーの向上、情報教育の推進

1998年から2000年にかけて、調査研究会等を設け、放送分野におけるメディア・リテラシー向上に向けた取組が検討され、これらを受けて、現在、総務省では、メディア・リテラシー教材の開発、貸出し等の取組を行っている。

また、子どもたちが溢れる情報の中から必要な情報を主体的に収集し、判断・創造し、自らの情報として発信できる能力を身に付けられるよう、小・中・高の各学校段階を通じて、各教科等においてコンピュータ等の積極的な活用を図るとともに、中・高等学校において、情報に関する教科・内容を必修化した新しい学習指導要領を、2002年4月から（高等学校は2003年4月から）実施している。また、様々な教育・学習情報を検索できる中核的 web サイトから情報提供したり、衛星通信を利用して社会教育施設等に対して研修講座や学習番組を放映するなど、メディア・リテラシーおよび情報リテラシーの向上を図るとともに、ITを活用して多様な学習機会を利用することが出来るよう努めている。

(4) 公的広報ガイドラインの作成

国の行政機関が広報を行う際の広報物における表現について、男女共同参画の視点を加えることで、より効果的で共感が得られるものとなるよう、留意すべき事項をまとめた「男女共同参画の視点からの公的広報の手引」を2003年に作成し、国の関係機関等へ配布している。

K 女性と環境

(1) 「女性と環境」分野での国際的な貢献

環境保全に向けた国民的運動の展開を図ることを目的として創設された「地球環境基金」では、民間団体が開発途上地域において行う、女性によるネットワークの発展や国際的な女性環境会議等の開催等、ジェンダーの視点に立った取組を含む環境保全活動を支援している。

また、我が国は、2003年3月、第3回世界水フォーラム及び同閣僚級国際会議を開催したが、このとき採択された閣僚宣言は、持続可能な開発、貧困及び飢饉の撲滅のための原動力となる水の問題への取組において、ジェンダーの視点に十分に配慮すべきことを打ち出した。

L 女児

(1) 児童買春に対する対策の強化、児童の商業的性的搾取に対する取組

1999年11月に施行された「児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律」に基づき、国外犯を含む児童買春等の犯罪や、2003年9月に施行された「インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律」に基づき、インターネットの「出会い系サイト」を利用した児童買春等に係る不正誘引等の犯罪を厳格に取り締まっている。また、2002年及び2003年に児童買春等の国外犯の捜査協力を拡充・強化するため、東南アジアの警察官等を招聘した捜査官会議等を開催した。

1996年8月の「児童の商業的性的搾取に反対する世界会議」(ストックホルム)を受け、我が国は2001年2月に「児童の商業的性的搾取に対する国内行動計画」を策定、同年12月には「第2回児童の商業的性的搾取に反対する世界会議」(横浜)を開催した。更に、2003年には、同会議のフォローアップとして、「児童のトラフィッキング問題に関する国際シンポジウム」を開催する等、本問題に関し国際的なリーダーシップを発揮した。

また、我が国は、「国際的な組織犯罪の防止に関する国際連合条約を補足する人、特に女性及び児童の取引を防止し、抑圧し及び処罰するための議定書」、「児童の売買、児童買春及び児童ポルノに関する児童の権利に関する条約の選択議定書」を既に署名済みであり、現在その締結のための準備をしているところである。

(2) 児童虐待への取組の推進

児童虐待については、従前、児童福祉法等において対応を図ってきたが、2000年に「児童虐待の防止等に関する法律」が成立し、虐待の定義を明確に規定するなど対応の推進を図ってきた。しかしながら、児童相談所への虐待の相談件数や、対応の難しいケースが増加するなど問題が深刻化していることから、児童相談体制の強化、施設・里親のあり方の見直し等を内容とする児童福祉法の改正及び国及び地方公共団体の責務等の強化や児童虐待の通告義務の範囲の拡大等を内容とする児童虐待防止法の改正を行い、児童虐待防止対策の推進を図ることとしている。

文部科学省では、児童虐待への適切な対応等について、学校教育及び社会教育関係者に対し引き続き周知を図り、学校教育・社会教育関係者と児童相談所等の関係機関との緊密な連携を図っている。

第3部：制度的整備

1. 男女共同参画推進のための枠組の整備

(1) 男女共同参画社会基本法の制定と男女共同参画基本計画の策定

男女共同参画を総合的に推進する枠組みとして、1999年6月、「男女共同参画社会基本法」が制定された。男女共同参画社会基本法では、男女共同参画社会の形成に関する基本理念として、1)男女の人権の尊重、2)社会における制度又は慣行についての配慮、3)政策等の立案及び決定への共同参画、4)家庭生活における活動と他の活動の両立、5)国際的協調を掲げており、これらの基本理念を受け、国、地方公共団体及び国民が男女共同参画社会の形成の上で果たすべき役割について責務として定めている。

同法では、男女共同参画社会の形成の総合的かつ計画的な推進のための中心的な仕組みである「男女共同参画基本計画」の策定が義務づけられており、2000年12月、同法に基づく「男女共同参画基本計画」が策定された。同計画では、以下の11の重点目標を掲げ、それぞれについて、2010年度までを見通した長期的な政策の方向性と2005年度末までに実施する具体的施策を記述している。

* 11の重点目標

- 1) 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大
- 2) 男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し、意識の改革
- 3) 雇用等の分野における男女の均等な機会と待遇の確保
- 4) 農山漁村における男女共同参画の確立
- 5) 男女の職業生活と家庭・地域生活の両立の支援
- 6) 高齢者等が安心して暮らせる条件の整備
- 7) 女性に対するあらゆる暴力の根絶
- 8) 生涯を通じた女性の健康支援
- 9) メディアにおける女性の人権の尊重
- 10) 男女共同参画を推進し多様な選択を可能にする教育・学習の充実
- 11) 地球社会の「平等・開発・平和」への貢献

(2) 国内本部機構の強化

2001年1月に実施された中央省庁等改革に伴い、内閣機能強化の一環として、各省より一段高い立場から行政各部の施策の統一を図るための企画立案及び総合調整等を担う機関として、新たに内閣府が設置された。この内閣府は、国政上の重要課題の一つとして「男女共同参画社会の形成の促進」の総合的な推進を担うこととされ、中央省庁等改革において政府全体としては行政のスリム化が図られる中で、新たに「男女共同参画会議」「男女共同参画局」が設置され、我が国における男女共同参画推進体制は格段に強化された。

男女共同参画会議は、「男女共同参画担当大臣」でもある内閣官房長官を議長とし、議員は内閣総理大臣の指定する国務大臣 12 名と内閣総理大臣が任命する学識経験者 12 名で構成され、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項の調査審議などを行うほか、新たに、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況の監視や、政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響の調査を行っている。現在、同会議の下に、「基本問題専門調査会」「女性に対する暴力に関する専門調査会」「苦情処理・監視専門調査会」「影響調査専門調査会」の 4 つの専門調査会が設置されている。なお、このほかに「仕事と子育ての両立支援策に関する専門調査会」も設置されていたが、すでに任務を終了している。

男女共同参画局は、男女共同参画推進本部や男女共同参画会議の事務局としての機能も担いつつ、政府全体としての男女共同参画社会の形成の促進に関する事項の企画立案、総合調整を行っている。また、地方公共団体、民間団体とも連携を図りながら、国民各界・各層において様々な取組が行われるよう、社会全体としての気運の醸成に努めている。

また、かねてより内閣に設置されている男女共同参画推進本部に加え、2001 年度より、各府省庁にも、副大臣等を本部長とする各府省庁の「男女共同参画推進本部」が設置されており、各府省庁における男女共同参画施策の推進に取り組んでいる。

2. 施策の進捗状況のフォローアップ体制

(1) 苦情処理・監視専門調査会による施策の実施状況の監視

男女共同参画会議には、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べるという機能が付与されている。このため、2001 年度より、同会議の下に設けられた苦情処理・監視専門調査会において、男女共同参画基本計画に基づく各府省の施策の実施状況の監視を行っている。監視の結果は、施策の実施状況と今後の取組に向けての意見として男女共同参画会議で決定され、それら意見を踏まえ、関係各府省庁において施策が実施されている。これまでに、「国の審議会等委員への女性の参画の促進」、「女性国家公務員の採用・登用等の促進」、「仕事と子育ての両立支援策」、「男女共同参画にかかわる情報の収集・整備・提供」に係る施策の実施状況について監視が行われ、意見が決定されている。

(2) 男女共同参画白書

男女共同参画社会基本法の規定に基づき、政府は、毎年、国会に、前年度の男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策につい

での報告及び当該年度に講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策について記述した年次報告（男女共同参画白書）を提出している。同報告は、男女共同参画基本計画の 11 の重点目標それぞれについての状況や政府の施策について記述がなされており、基本計画の定期的なフォローアップとしての役割を果たし、政府全体としての男女共同参画施策の推進の適正な実施に寄与している。なお、同報告は、内閣府のホームページ上で広く一般に公表している。

3．影響調査

男女共同参画社会基本法では、国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を実施するにあたっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならないと規定している。このため、男女共同参画会議には、政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し意見を述べるという権限が与えられており、同会議の下に設けられた影響調査専門調査会において 2001 年度より調査を実施している。2002 年 12 月にまとめられた報告書においては、女性のライフスタイルの選択に影響が大きい税制、社会保障制度等について検討し、制度の改正を提言した。この提言の一部は、その後の税制改正、年金制度改正に反映された。現在は、雇用・就業に重点を置いて影響調査を実施している。

4．地方公共団体における取組

（1）都道府県、市町村における男女共同参画基本計画の策定、条例の制定

男女共同参画社会基本法では、都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、都道府県男女共同参画計画を定めること、また、市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して市町村男女共同参画計画を定めるよう努めることが規定されている。政府は、地域において男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進していく上で計画の策定が有効であることから、地方公共団体の計画の策定にあたって情報提供を行っており、とりわけ市町村に対しては、計画の策定に資するような手引を作成、提供し、その策定を支援している。2003 年 4 月現在、すべての都道府県及び 924 市町村(28.8%)で計画が策定されている。

また、男女共同参画に関する条例の制定も進められており、2004 年 2 月現在 44 都道府県、179 市区町村（5.6%）で条例が制定されている。

（2）地方公共団体への支援

政府は、都道府県、市区町村に対し、情報提供、研修機会の提供、広報・啓発等の支援を行っている。具体的には、男女共同参画社会づくりに向けて各地域での特徴を活かした

取組の促進や気運の醸成を図ることを目的とした「男女共同参画フォーラム」の開催や、自治体を挙げて男女共同参画社会づくりに取り組む「男女共同参画宣言都市」となることを奨励する事業などを行っている。また、地方公共団体職員等を対象とした、男女共同参画に係る国の施策等についての理解を深めるための研修や、配偶者暴力相談支援センター等で相談業務に携わる職員に対する研修を実施している。

5．市民社会との連携

男女共同参画会議や専門調査会には NGO のメンバーや民間の有識者が委員として参加しており、その意見は会議の提言等に反映されている。

また、1996 年 9 月より、広く各界各層との情報・意見交換や NGO 間相互交流による連携を図ることを目的として、男女共同参画推進連携会議（えがりてネットワーク）を開催している。国内本部機構の一部である同会議は、内閣官房長官が依頼する各界各層の有識者及び団体を代表する個人から構成されており、男女共同参画社会の形成に関わる重要施策、国際的な動向等に関する政府と各界各層の情報・意見交換の場の提供などを行っている。2003 年には、建設分野、環境分野の代表も参加するなど、一層裾野が広がっている。

また、女子差別撤廃条約実施状況第 5 回報告の作成に際しては、NGO を含め、幅広く国民から意見募集を行い、報告に反映させるよう努めるとともに、直接意見聴取や情報・意見交換を行う機会を設けた。2003 年 7 月の女子差別撤廃委員会での審議には、日本の NGO が多数傍聴し、委員会から日本の市民社会の高い関心が評価された。

6．男女共同参画推進関係予算

内閣府においては、毎年、各府省の男女共同参画基本計画に関連する施策に関する予算をとりまとめ、集計している。2003 年 9 月の男女共同参画会議では、この男女共同参画推進関連予算が初めて議題に取り上げられ 2004 年度予算概算要求の報告が行われた。続く 2004 年 1 月の同会議では各府省の基本計画に関連する各施策及びそれらに係る 2004 年度予算政府案の内訳が報告された。なお、2003 年度の男女共同参画推進関連予算額は、約 9 兆 5 千億円となっている（うち、基本計画の 11 の重点目標の 1 つである、高齢者に関する予算が 7 兆 9 千億円を占める）。

(男女共同参画推進関係予算額の概要)

(単位 :百万円)

項目	2003年度 予算額
11の重点目標に関連する予算	
1. 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大	30
2. 男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し、意識の改革	245
3. 雇用等の分野における男女の均等な機会と待遇の確保	53,249
4. 農山漁村における男女共同参画の確立	1,734
5. 男女の職業生活と家庭・地域生活の両立の支援	1,378,245
6. 高齢者等が安心して暮らせる条件の整備	7,919,399
7. 女性に対するあらゆる暴力の根絶	3,871
8. 生涯を通じた女性の健康支援	31,582
9. メディアにおける女性の人権の尊重	30
10. 男女共同参画を推進し多様な選択を可能にする教育・学習の充実	101,390
11. 地球社会の「平等・開発・平和」への貢献	657
取組を推進するための体制の整備・強化に関連する予算	207
合計	9,490,638

第4部：主要な課題とそれに向けての行動

1. 開発途上国の女性支援のための国際協力の推進

我が国は、これまで、1992年に閣議決定したODA大綱及び1999年に策定されたODA中期政策の下、1995年第4回世界女性会議において発表した「途上国の女性支援(WID)イニシアティブ」に沿って、開発の実施にあたって、女性の一生のすべての段階を通じて、女性の地位向上と男女格差の是正に配慮し、女性の教育、健康、経済・社会発動への参加といった分野を中心とした支援を積極的に行っている。

2003年8月、政府は、これまで10年以上にわたって我が国の援助政策の基本文書であったODA大綱を閣議決定により改定した。WID/ジェンダーに関しては、基本方針において、我が国ODAの政策立案段階から実施段階に至るまで、あらゆる段階において念頭に置かれるべき重要事項としてジェンダー平等の視点の考慮が盛り込まれ、「特に男女共同参画の視点は重要であり、開発への積極的参加及び開発からの受益の確保について十分配慮し、女性の地位向上に一層取り組む。」との一文が明記された。こうした考え方は、旧大綱においても言及されていたが、基本方針に盛り込まれることにより、より広範に配慮すべきものであることが明確化された。

また、2002年度には、外部有識者の協力を得て「開発における女性支援(WID)/ジ

エンダー政策評価-WID イニシアティブの評価」を実施した。この評価報告書においては、本件イニシアティブの策定当時、開発への女性の参加及び受益に配慮し、WID 分野の支援を拡充する旨表明したこと、ケーススタディ国において継続して案件形成に努めていることは妥当であった等の評価がなされた。また、WID はジェンダー平等を達成するために必要な補完的な手段であり、日本の取組が同イニシアティブの重点3分野に限定して理解されることなく、ジェンダー平等の実現への取組の一つとして理解されなければならないとの見解が提示された。

今回明らかになった課題に対し、有識者や実施機関の知見の一層の活用、WID 担当官制度の一層の活用・強化、ジェンダー主流化の視点を強化したイニシアティブへの改定等が提言としてまとめられた。

政府としては、今後とも男女共同参画の視点を重視し、公平で効果的な経済協力を目指すとともに、世界の女性の地位向上に一層取り組んでいく考えである。また、女兒を含む女性をエンパワーする（能力を開発する）ことにより、社会や経済の開発が促進されることにも留意していく。

2. 政策・方針決定過程や様々な分野への女性の参画の拡大

第1部5. に記述のとおり、政府は指導的地位に女性の占める割合の数値目標を設定し、政府において、民間に先行して積極的に女性の登用等に取り組むとともに、民間団体等に対して、本取組の趣旨について周知徹底し、協力を要請するなど各分野においてそれぞれ目標数値と達成期限を定めた自主的な取組が進められることを奨励している。

さらに、女性がその意欲と能力に応じて様々な分野における活動に積極的に参画していくことを可能とするため、女性のチャレンジ支援関連情報のワンストップ・サービス化、ネットワーク化を実現し、「再就職」したい、「起業」したい、「NPO」を立ち上げたいなどと考える女性が必要とする情報をいつでもどこでもだれでもほしいときに関係機関の垣根を越えて容易に入手することができる効率的な情報提供システムを構築することが必要である。そのため、昨年4月より、関係府省及び有識者からなる「チャレンジ支援ネットワーク検討会」を開催し、同システムのあり方について検討を進めており、2003年度中に報告を取りまとめることとしている。2004年度においては、地域における女性センター・男女共同参画センター等の拠点施設を中心としたチャレンジ・ネットワークの構築推進のため、地域においてモデル事業を実施し、チャレンジ支援関連機関により構成される地域連絡協議会の開催、シンポジウムの開催、地域拠点施設の情報発信機能の強化等を行う予定である。

3. 男女共同参画社会の形成の更なる進展に向けて

2000年12月に策定された男女共同参画基本計画は、政府が一体となって施策の総合的かつ計画的な推進を図るためのものであり、いわば男女共同参画社会の形成のための道筋を示したものである。以降、基本計画に示された2010年までを見越した長期的な施策の方向性と、2005年度末までに実施する具体的な施策に基づき、関係各府省庁において各種施策を進め、男女共同参画社会の形成は着実に前進している。

今後は、上記具体的な施策について、これまでの施策の推進状況を踏まえつつ、2005年度末に改定を行うことが必要であり、2004年度においては、計画に盛り込むべき事項等の検討を開始する予定である。

なお、政府は、上記のとおり基本計画等に基づき、施策の総合的かつ計画的な推進を図っているところであるが、一部には、具体的なイメージが浮かびにくく、身近に理解しにくいとの声もある。

かかる状況にかんがみ、内閣府では、2020年頃までの男女共同参画社会の状況（男女共同参画社会の将来像）について具体的なイメージを示すことにより、男女共同参画社会の形成について、国民の各界各層の理解を得ること等を目的として、2003年7月に、内閣官房長官の下に「男女共同参画社会の将来像検討会」を設置した。本検討会は、政策・方針決定過程への男女共同参画、雇用・就労、その他の分野の相互の関係にも配慮しつつ、現実の課題、想定される課題等も含めて、検討を行い、2004年春に報告を取りまとめる予定である。その後は、報告に示される政府の目指す男女共同参画社会について、世代や性別を超えて広く国民の理解が得られるよう、積極的な広報啓発活動を行うこととしている。

我が国は、こうした様々な取組を通じて、男女共同参画社会の形成の促進を図っていく。